

令和8年度（2026年度）熊本県立高等学校寄宿舎（高嶺寮）管理業務
職員（会計年度任用職員）募集案内

1 職名

熊本県立高等学校寄宿舎管理業務職員（会計年度任用職員）

2 職務内容

県立高校の寄宿舎の夜間・休日等における管理に関する業務（3人の職員による交替制）
（変更の範囲）雇入れ直後の従事する業務と同じ

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

(1) 職の区分

・地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間

・令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

※ただし、勤務成績が良好で、予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は2回を上限）

(3) 勤務地

高嶺寮（女子寮）（阿蘇市一の宮町宮地2419番地2）

(4) 勤務時間

①日数

・1か月につき20日以内で、校長が別に定めます。

②時間

区分	勤務時間	備考
昼勤（県の休日等）	8時間 （午前8時～午後4時）	手待ち時間5時間30分を含む。
夜勤（平日及び県の休日等）	16時間 （午後4時～翌日の午前8時）	手待ち時間11時間を含む。

・ただし、これにより難しい場合は、校長が別に指定した時間とします。

・勤務時間については、断続的労働に従事する者に対する適用除外許可適用（予定）。

(5) 休日等

・校長が別に定めます。

(6) 休暇等

・年次有給休暇：あり（6ヵ月間継続勤務した場合）

・その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（介護休暇等）あり

(7) 報酬等

①報酬日額

昼勤	7,116円
夜勤	15,793円

・ この他、入寮式、保護者会等に出席する場合には、別に日額を定めて支給します。

②通勤費用

・ 実費相当額を支給

③期末手当

・ 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月

④勤勉手当

・ 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※2 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。

※3 最低賃金法第7条に規定する厚生労働省令で定める最低賃金の減額率に基づき報酬日額が決定されます。

(8) 社会保険

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。

(9) 公務災害等補償

地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

(10) 条件付採用

今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(11) 地方公務員法の適用

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く。)等

(12) 退職に関する事項

地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

(13) 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無

を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

5 受験資格

(1) 寄宿舎の管理業務に当たる能力を有する方

(2) 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

- ・個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

(1) 期日：令和8年（2026年）3月27日（金曜日）までの間で学校が指定する日

(2) 会場：熊本県立阿蘇中央高等学校阿蘇校舎（阿蘇市一の宮町宮地2460番地）

※応募者には、後日、面接の日時、集合場所等をご案内しますので、申込書には確実に連絡の取れる電話番号を記載してください。

(3) 合格発表：面接試験日から5日以内

※試験結果については、可否に関わらず受験者全員に対して電話及び郵送による文書で通知します。

8 応募方法

※ハローワークで募集を行います。

(1) 申込先

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2460番地

熊本県立阿蘇中央高等学校 熊本県立高等学校寄宿舎（高嶺寮）管理業務職員

採用担当 奥田

電話：0967-22-0070

(2) 申込方法

- ・採用試験申込書に必要事項を記入の上、所定の箇所に写真を貼ってください。
- ・次の書類を持参してください。

①ハローワークからの紹介状

②採用試験申込書

※写真（申込前3カ月以内に写したもので、本人と確認できるもの。縦4cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。

(3) 受付期間

令和8年（2026年）3月13日（金曜日）～令和8年（2026年）3月23日（月曜日）まで

※ただし、受付期限内であっても、応募者が3名に達した時点で申込みを締め切ります。

[持参] 受付時間：平日の午前9時から午後4時まで

※土曜日及び日祝日は受付できません。

9 問合せ先

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2460番地

熊本県立阿蘇中央高等学校 熊本県立高等学校寄宿舍（高嶺寮）管理業務職員

採用担当 奥田

電話：0967-22-0070